



平成26年10月2日

各 位

会 社 名 株式会社クリーク・アンド・リバー社
代表者名 代表取締役社長 井川 幸広
(コード番号 4763 JASDAQ市場)
問合せ先 取締役 経営企画グループ
グループマネージャー 黒崎 淳
(TEL: 03-4550-0008)

「株式給付信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、平成26年10月2日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型 ESOP」(以下、「本制度」と言います。)の導入を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社では、従業員インセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。今般、一定以上の職位者に対し経営参画意識の向上を促すとともに、業績へのコミットメントとそのインセンティブを高めるための報酬制度として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

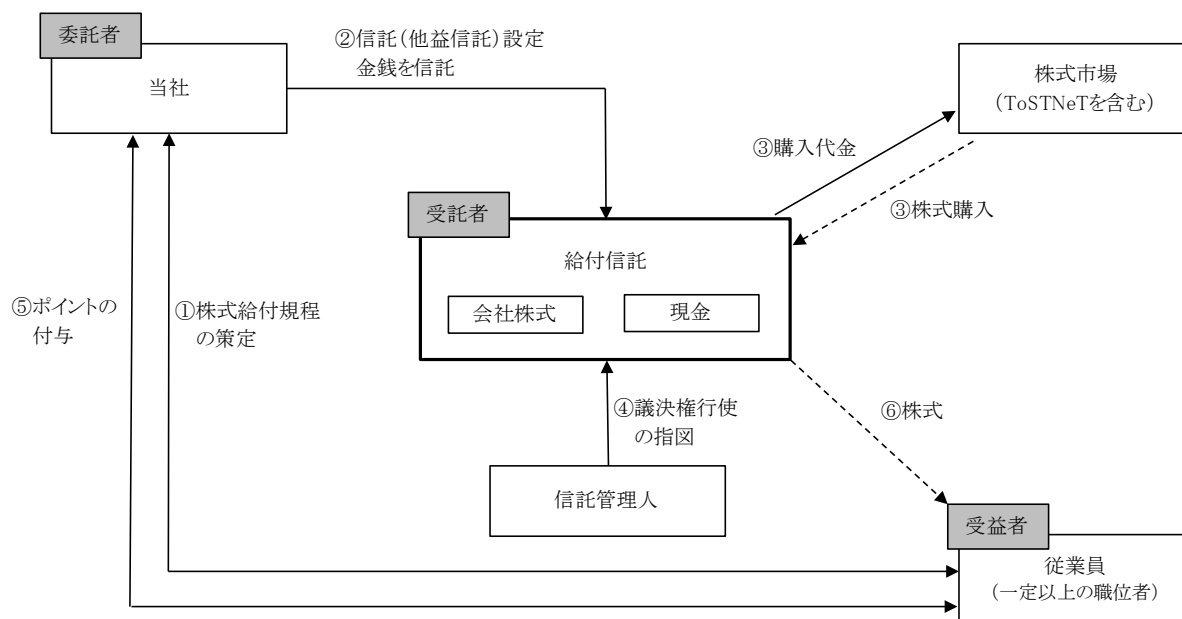
本制度は、あらかじめ当社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託(以下、「本信託」といいます。)は、株式給付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場において取得します。

当社は、株式給付規程に基づき、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に(累積した)ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

本制度の導入により、当社従業員の業績向上及び株価への関心が高まり、当社従業員がこれまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

<株式給付信託型 ESOP の概要>



(注) -----> 点線は株式の異動

- ①当社は、従業員福祉制度の一つとして本制度を導入します(「株式給付規程」を制定し、一定の要件を充足した従業員に対して当社株式を給付します)。
- ②当社は、「株式給付規程」の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)」を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③受託者は、信託された金銭により、従業員に将来給付する当社株式を一括して取得します。
- ④信託期間を通じ、「株式給付規程」の対象となる従業員の利益を保護し、受託者の監督をするため選任された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑤当社は従業員に対し、あらかじめ定めた「株式給付規程」に基づき業績貢献度等に応じ、将来給付する当社株式を計算する為の「ポイント」を付与していきます。
- ⑥定年退職等「株式給付規程」に定められた要件を充足した従業員について、所定の手続を行ったうえ、受託者はその従業員に当社株式を交付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託者 | 当社 |
| (2) 受託者： | 三井住友信託銀行株式会社 |
| (3) 受益者： | 株式給付規程に定める受益者要件を充足する者 |
| (4) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (5) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| (6) 信託契約日 | 平成 26 年 10 月 10 日 (予定) |
| (7) 信託の期間 | 平成 26 年 10 月 10 日 (予定) ~平成 36 年 9 月 30 日 (予定) |
| (8) 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| (9) 制度開始日 | 平成 26 年 10 月 10 日 (予定) |

4. 本信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得株式の総額 300,000 千円 (予定)
- (3) 株式の取得時期 平成26年10月10日 (予定) ~平成26年10月31日 (予定)
- (4) 株式の取得方法 取引所市場 (ToSTNeT を含む) より取得

以 上